

公認会計士法の一部を改正する法律案参照条文

目次

|   |   |    |
|---|---|----|
| ○ | 民法（第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）           | 1  |
| ○ | 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）                  | 1  |
| ○ | 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）                      | 3  |
| ○ | 学校教育法（昭和二十二年法律第二十二号）（抄）                   | 8  |
| ○ | 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）                   | 9  |
| ○ | 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）        | 12 |
| ○ | 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）                  | 13 |
| ○ | 長期信用銀行法（昭和二十七年百八十七号）（抄）                   | 13 |
| ○ | 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄） | 13 |
| ○ | 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）                     | 14 |
| ○ | 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）                     | 14 |
| ○ | 保険業法（平成七年法律第五十五号）（抄）                      | 15 |
| ○ | 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）（抄）              | 15 |

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

- 第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス
- 第五十五条 理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得
- 第八十一条 清算中ニ法人ノ財産力其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス
- ② 清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス
- ③ 本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得
- 第八十二条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス
- ② 裁判所ハ何時ニモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得
- 第八十三条 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

○ 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

- 第三十五条 （略）
- ② 法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス
- 第三十六条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得
- 第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四十四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第二百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及ビ振替ニ関スル法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第八項ニ定メタル事件ハ会社（親会社）（商法第二百一十條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス
- ②⑤ （略）
- 第三百三十四條 第二百二十九條第一項ノ規定ハ商法第五十八條第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス
- ② 裁判所ハ裁判ヲ為ス前利害關係人ノ陳述ヲ聴キ法務大臣ノ意見ヲ求ムヘシ
- ③ 法務大臣ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得

- ④ 事件及び審問期日ハ法務大臣ニ之ヲ通知スベシ
- ⑤ 第十五条ノ規定ハ第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ
- 第三百三十四條ノ二 会社、利害關係人及ヒ法務大臣ハ前條ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス
- 第三百三十四條ノ三 第三百三十三條ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定ハ商法第五十八條第一項ノ規定ニ依ル解散命令ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十四條ノ四 第十六條ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八條第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務大臣ニ通知スベシ
- 第三百三十五條 会社ノ解散ヲ命スル裁判力確定シタルトキハ裁判所ハ解散シタル会社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ為スヘシ
- 第三百三十五條ノ二 第七十一條ノ四、第七十一條ノ五、第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ商法第五十八條第二項ノ規定ニ依リ管理人ノ選任其他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス
- ② 第七十一條ノ六ノ規定ハ前項ノ管理人ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任シタル管理人ニ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ為スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
- ② 利害關係人ハ前項ノ報告及ヒ計算ニ關スル書類ノ閲覧ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- ③ 法務大臣ハ前項ノ書類ヲ閲覧スルコトヲ得
- 第三百三十五條ノ四 裁判所カ商法第五十八條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ為シ又ハ申請ニ相當スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ会社ノ負担トス裁判所ノ命シタル処分ニ付キ必要ナル費用亦同シ
- ② 裁判所カ抗告人ノ申立ニ相當スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負担ニ歸シタル前審ノ費用ハ会社ノ負担トス
- 第三百三十五條ノ五 民事訴訟法第七十五條第五項及ビ第七項並ニ第七十六條乃至第八十條ノ規定ハ商法第五十九條ノ規定ニ依リテ供スヘキ担保ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十五條ノ八 第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四及ヒ第三百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ商法第一百一十條第三項（同法第四百十七條及ヒ第四百十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第三百七十四條ノ十三第五項（同法第三百七十四條ノ二十九第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル裁判ニ付キ之ヲ準用ス
- 第三百三十六條 合名会社、合資会社、株式会社及ヒ有限会社ノ清算ニ關スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督亦同シ
- 第三百三十六條ノ二 第三百三十五條ノ二十五ノ規定ハ会社ノ清算ニ之ヲ準用ス
- 第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督ニ付キ為シタル命令ニ對シ亦同シ
- 第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
  - 二 剥奪公権者及ヒ停止公権者
  - 三 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
  - 四 破産者
- 第三百三十八条ノ三 第二百二十九条ノ三及ヒ第二百二十九条ノ四ノ規定ハ裁判所カ清算人又ハ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

- 第三十二条 商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス
- ② 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ
- 第三十三条 会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
- 一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額
  - 二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項
- ② 貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
- ③ 貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
- ④ 貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス
- 第三十三条ノ二 商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作ルコトヲ得
- ② 前項ノ規定ニ依リ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ作成者之ニ署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ執ルコトヲ要ス
- 第三十五条 裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ当事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第三十六条 商人ハ十年間其ノ商業帳簿及其ノ營業ニ関スル重要ナル資料ヲ保存スルコトヲ要ス
- ② 前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其ノ帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス
- 第五十八条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキハ法務大臣又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
- 一 会社ノ設立ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
  - 二 会社ガ正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ

- 三 会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ法務大臣ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ
- ② 前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ法務大臣若ハ株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得
- 第五十九条 株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ガ前条第一項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- ② 会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条第一項ノ請求ガ悪意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス
- 第六十八条 会社ノ内部ノ関係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ関スル民法ノ規定ヲ準用ス
- 第六十九条 社員ガ債権ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ弁済期ニ弁済ヲ為サザリシトキハ社員ハ其ノ弁済ノ責ニ任ズ此ノ場合ニ於テハ其ノ利息ヲ支払フ外尚損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス
- 第七十二条 定款ノ変更其ノ他会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲ為スニハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス
- 第七十三条 社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ
- 第七十四条 (略)
- ② 社員ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ他ノ社員ハ過半数ノ決議ニ依リ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得
- ③ 前項ニ定ムル權利ハ他ノ社員ノ一人ガ其ノ取引ヲ知りタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ
- 第七十五条 社員ハ他ノ社員ノ過半数ノ決議アリタルトキニ限り自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八条ノ規定ヲ適用セズ
- ② 会社ガ社員ノ債務ヲ保証シ其ノ他社員以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト社員トノ利益相反スル取引ヲ為スニハ他ノ社員ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス
- 第七十六条 業務ヲ執行スル社員ハ各自会社ヲ代表ス但シ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ業務執行社員中特ニ会社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ
- 第七十七条 会社ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ数人ノ社員ガ共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得
- ② 第三十九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第七十八条 会社ヲ代表スベキ社員ハ会社ノ營業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス
- ② 民法第四十四条第一項及第五十四条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス
- 第七十九条 会社ガ社員ニ対シ又ハ社員ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ其ノ訴ニ付会社ヲ代表スベキ社員ナキトキハ他ノ社員ノ過半数ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス
- 第八十条 会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ各社員連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ
- ② 会社財産ニ対スル強制執行ガ其ノ効ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同ジ

- ③ 前項ノ規定ハ社員ガ会社ニ弁済ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ証明シタルトキハ之ヲ適用セズ
- 第八十一条 社員ハ会社ニ属スル抗弁ヲ以テ会社ノ債権者ニ對抗スルコトヲ得
- ② 会社ガ其ノ債権者ニ対シ相殺権、取消権又ハ解除権ヲ有スル場合ニ於テハ社員ハ其ノ者ニ対シ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得
- 第八十二条 会社ノ成立後加入シタル社員ハ其ノ加入前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フ
- 第八十三条 社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ者ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ社員ト同一ノ責任ヲ負フ
- 第八十四条 定款ヲ以テ会社ノ存立時期ヲ定メザリシトキ又ハ或社員ノ終身間会社ノ存続スベキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ營業年度ノ終ニ於テ退社ヲ為スコトヲ得但シ六月前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス
- ② 会社ノ存立時期ヲ定メタルトキハ各社員ハ何時ニテモ退社ヲ為スコトヲ得
- 第八十六条 社員ニ付左ノ事由アルトキハ会社ハ他ノ社員ノ過半数ノ決議ヲ以テ其ノ社員ノ除名又ハ業務執行権若ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
- 一 出資ノ義務ヲ履行セザルコト
- 二 第七十四条第一項ノ規定ニ違反シタルコト
- 三 業務ヲ執行スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ權利ナクシテ業務ノ執行ニ干与シタルコト
- 四 会社ヲ代表スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ權利ナクシテ会社ヲ代表シタルコト
- 五 其ノ他重要ナル義務ヲ尽サザルコト
- ② 社員ガ業務ヲ執行シ又ハ会社ヲ代表スルニ著シク不適任ナルトキハ会社ハ前項ノ規定ニ從ヒ其ノ社員ノ業務執行権又ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ請求スルコトヲ得
- (略)
- ③
- 第八十七条 除名セラレタル社員ト会社トノ間ノ計算ハ除名ノ訴ヲ提起シタル時ニ於ケル会社財産ノ狀況ニ從ヒテ之ヲ為シ且其ノ時ヨリ法定利息ヲ附スルコトヲ要ス
- 第八十八条 第八十六条ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス
- 第八十九条 退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト為シタルトキト雖モ其ノ持分ノ払戻ヲ受クルコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九十条 社員ノ持分ノ差押ハ社員ガ将来利益ノ配当及持分ノ払戻ヲ請求スル權利ニ対シテモ亦其ノ効力ヲ有ス
- 第九十一条 社員ノ持分ヲ差押ヘタル債権者ハ營業年度ノ終ニ於テ其ノ社員ヲ退社セシムルコトヲ得但シ会社及其ノ社員ニ対シ六月前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス
- ② 前項但書ノ予告ハ社員ガ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ
- 第九十二条 会社ノ商号中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其ノ氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得
- 第九十三条 退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付責任ヲ負フ
- ② 前項ノ責任ハ前項ノ登記後二年内ニ請求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

- ③ 前二項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル社員ニ之ヲ準用ス
- 第百條 会社ハ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
- ② 債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス
- ③ 債権者ガ異議ヲ述べタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相當ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第百三條 合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ハ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ權利義務ヲ承継ス
- 第百四條 会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得
- ② 前項ノ訴ハ各会社ノ社員、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得
- ③ 第八十八條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス
- 第百五條 前條第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
- ② 口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ
- ③ 數個ノ訴ガ同時ニ繫属スルトキハ弁論及裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス
- ④ 訴ノ提起アリタルトキハ会社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第百六條 債権者ガ第百四條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- ② 会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ同項ノ訴ノ提起ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス
- 第百九條 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス
- ② 原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
- 第百十條 合併ヲ無効トスル判決ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及第三者ノ間ニ生ジタル權利義務ニ影響ヲ及ボサズ
- 第百十一條 合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ合併ヲ為シタル会社ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社が合併後負擔シタル債務ニ付連帶シテ弁済ノ責ニ任ズ
- ② 合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社が合併後取得シタル財産ハ合併ヲ為シタル会社ノ共有ニ屬ス
- ③ 前二項ノ場合ニ於テハ各会社ノ負擔部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ裁判所ハ請求ニ依リ合併ノ時ニ於ケル各会社ノ財産ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
- 第百十六條 会社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存続スルモノト看做ス
- 第百十七條 解散ノ場合ニ於ケル会社財産ノ処分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス
- ② 前項ノ規定ハ会社ガ第九十四條第四号又ハ第六号ノ事由ニ因リテ解散シタル場合ニハ之ヲ適用セズ
- ③ 第百條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- ④ 第一項ノ場合ニ於テ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者アルトキハ其ノ者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一百八条 会社が前条第三項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ処分シタルトキハ会社ノ債権者ハ其ノ処分ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ其ノ処分ガ会社ノ債権者ヲ害セザルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 民法第四百二十四条第一項但書、第四百二十五条及第四百二十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九条 会社が第一百七十七条第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ処分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ会社ニ対シ其ノ持分ニ相当スル金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第一百二十条 第一百七十七条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方法ヲ定メザリシトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外第二百一一条乃至

第二百一十條ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ為スコトヲ要ス

第二百一十條ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ為スコトヲ要ス

第二百一十條 清算ハ業務執行社員之ヲ為ス但シ社員ノ過半数ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百一十條 会社が第九十四條第四号又ハ第六号ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ法務大臣ノ請求ニ依リ又

ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

第二百一十條 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

二 債權ノ取立及債務ノ弁済

三 残余財産ノ分配

② 会社ヲ代表スベキ清算人ハ前項ノ職務ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

③ (略)

第二百一十條 会社ハ弁済期ニ至ラザル債權ト雖モ之ヲ弁済スルコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ無利息債權ニ付テハ弁済期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債權額ニ達スベキ金額ヲ弁済スルコトヲ要ス

③ 前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

④ 第一項ノ場合ニ於テハ条件附債權、存続期間ノ不確定ナル債權其ノ他価額ノ不確定ナル債權ニ付テハ裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ

評価ニ從ヒテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第二百一十條 会社ニ現存スル財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ弁済期ニ拘ラズ社員ヲシテ出資ヲ為サシムルコト

ヲ得

第二百一十條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行為ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第二百一十條 第七十六條及第七十七條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

② 業務執行社員ガ清算人ト為リタル場合ニ於テハ從前ノ定ニ從ヒテ会社ヲ代表ス

③ 裁判所ガ數人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ數人が共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ

得

第二百一十條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借対照表ヲ作り之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

② 第三十三條ノ第二項ノ規定ハ前項ノ財産目錄又ハ貸借対照表ニ之ヲ準用ス

③ 前項ノ場合ニ於テハ清算人ハ第一項ノ財産目錄又ハ貸借対照表ノ交付ニ代ヘテ前項ニ於テ準用スル第三十三條ノ第二項ノ電磁的



記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法（電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得但シ社員ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ社員ニ交付スルコトヲ要ス

④ 清算人ハ社員ノ請求ニ依リ毎月清算ノ状況ヲ報告スルコトヲ要ス

第三百三十一條 清算人ハ会社ノ債務ヲ弁済シタル後ニ非ザレバ会社財産ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ズ但シ争アル債務ニ付其ノ弁済ニ必要ト認ムル財産ヲ留保シテ残余ノ財産ヲ分配スルコトヲ妨グズ

第三百三十二條 社員ガ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此ノ解任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

② 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第三百三十三條 清算人ノ任務ガ終了シタルトキハ清算人ハ遅滞ナク計算ヲ為シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

② 前項ノ計算ニ対シ社員ガ一月内ニ異議ヲ述べザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十四條ノ二 清算人ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ清算人ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

② 前項ノ場合ニ於テ清算人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ清算人ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百三十五條 第七十條ノ二、第七十五條、第七十八條第二項、第二百五十四條第三項及第二百五十四條ノ三ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第三百三十六條 会社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

② 前項ノ訴ハ社員ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

③ 第八十八條、第二百五條第三項第四項、第九十條及第一百十條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百三十八條 設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ解散ノ場合ニ準ジテ清算ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ清算人ヲ選任ス

第三百四十三條 会社ノ帳簿並ニ其ノ營業及清算ニ關スル重要ナル資料ハ本店ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ為シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

第三百四十四條 社員ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ相続人人数アルトキハ清算ニ関シテ社員ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百四十五條 第八十條ニ定ムル社員ノ責任ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後五年内ニ請求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後五年ヲ經過シタルトキ消滅ス

② 前項ノ期間經過ノ後ト雖モ分配セザル残余財産仍存スルトキハ会社ノ債権者ハ之ニ対シテ弁済ヲ請求スルコトヲ得

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

④ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

## ○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

〔証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行後〕

第九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

## ②⑥（略）

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合）には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）

（これら）の規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）



- 一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの取扱いをした者
- 二 第六条(第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四条の六第四項を除く。)を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。))、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。又は第二十七条の二十二の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し又は送付した者
- 三 第十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第七項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十七条の八第九項(第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 四 第二十七条の三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告を行わない者
- 五 第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第二十四条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者
- 六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項から第三項までの規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第三項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

- 七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者
- 八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者
- 九 第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者
- 十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者
- 十一 第二十八条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずに証券業を営んだ者
- 十二 不正の手段により第二十八条又は第六十六条の二の登録を受けた者
- 十三 第三十五条又は第六十六条の九の規定に違反して他人に証券業又は証券仲介業を営ませた者
- 十四 第八十条の規定に違反して有価証券市場を開設した者
- 十五 第一条の七第一項の純資産額について内閣総理大臣又は会員の總會に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）
- 十六 第一条の九第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の總會に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員若しくは検査役又は株式会社証券取引所の取締役若しくは監査役となるべき者
- 十七 第五十六条の二の規定に違反して有価証券債務引受業を営んだ者
- 十八 第五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けずに同項に規定する業務を営んだ者
- 十九 第六十六条第一項若しくは第三項又は第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者
- 二十 第九十二条の規定による裁判所の命令に違反した者

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

第二百三十四条 会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 会計監査人が監査法人である場合においては、会計監査人の職務を行う社員がその職務に関し不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。会計監査人が監査法人である場合

において、その社員が会計監査人の職務に関し不正の請託を受け、会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

- 3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項又は第二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（税理士の資格）

第三条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

一 税理士試験に合格した者

二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者

三・四 （略）

2 （略）

（試験科目の一部の免除等）

第七条 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

2～5 （略）

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（会計監査人の監査）

第二条 大会社（清算中のものを除く。）は、この節に定めるところにより、商法第二百八十一条第一項に掲げるもの（同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 (略)

(会計監査人等の汚職の罪)

第二十八条 会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 会計監査人が監査法人である場合においては、会計監査人の職務を行う社員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。会計監査人が監査法人である場合において、その社員が、会計監査人の職務に関し、不正の請託を受けて、会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

3 前二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 13 (略)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

- ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。
  - 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 (略)

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律において「保険会社」とは、次条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。
- 3（略）
- 第三百二十九条 相互会社の会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
- 2 相互会社の会計監査人が監査法人である場合においては、相互会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。相互会社の会計監査人が監査法人である場合において、その社員が、相互会社の会計監査人の職務に関し、不正の請託を受けて、相互会社の会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束をしたときも、同様とする。
- 3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項又は第二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（会計監査人の汚職の罪）

- 第二百四十七条 特定目的会社の会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
- 2 特定目的会社の会計監査人が監査法人である場合においては、特定目的会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。特定目的会社の会計監査人が監査法人である場合において、その社員が、特定目的会社の会計監査人の職務に関し、不正の請託を受けて、特定目的会社の会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束をしたときも、同様とする。



3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。